

午後2時1分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、8番柴山恭子議員の質問を許可します。8番柴山恭子議員。

（8番柴山恭子君登壇）

○8番（柴山恭子君） 皆さん、こんにちは。これから朝農跡地、新秋月郷土館、庁舎、これらの工事に当たり、どれほどのコンクリートが使われていくのでしょうか。そげなあきたような顔をせん。鉄筋コンクリートの建物は、環境に優しいとは私は言えないと思っております。また、木造と比べてどれほどの耐久性と住みやすさがあるのでしょうか。

高度成長期につくられた橋や道路やマンションなど、腐食による劣化が報道されております。今、川砂は採取禁止であります。塩分を含んだ海砂を洗って使っておりますが、海岸の減少も大きな社会問題となっております。

山林が多く、木材に恵まれ、まだまだ伝統工法が残るこの朝倉市においてこそ、木や竹や、イグサや和紙など、自然に帰すことのできる素材、再生可能な素材を使い、文化的価値の高い本物をつくることなど、政策として取り入れるべきだと考えます。

地域活性化とは、朝倉の持つよさをアピールすること、地域の持つ資源をいかに活用するかにかかっていると私は考えます。

これより地域活性化など、具体的施策について質問席より続行いたします。よろしくお願いいたします。

（8番柴山恭子君降壇）

○議長（手嶋源五君） 8番柴山恭子議員。

○8番（柴山恭子君） まず、国旗・市旗掲揚の取り扱いについて。

国旗掲揚の基本原則についてお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（鶴田 浩君） 国旗に関しましては、国旗及び国歌に関する法律が平成11年に制定されております。その法律に基づく取り扱いというものの方が大切だというふうに思っております。

○議長（手嶋源五君） 8番柴山恭子議員。

○8番（柴山恭子君） 例えば。

○議長（手嶋源五君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（鶴田 浩君） その制定当時の総理大臣が談話を出しておりまして、その談話によりますと、今回の法制化は、国旗と国歌に関し、国民の皆様方に新たに義務を課すものではありませんが、本法律の成立を契機として、国民の皆様が日章旗の歴史や君が代の由来、歌詞などについてより理解を深めていただくことを願っておりますというふうにあります。ですから、こういう考え方、取り扱いというものが具体的には大切だというふうに思っております。

○議長（手嶋源五君） 8 番柴山恭子議員。

○8 番（柴山恭子君） 私の質問が間違えましたね。国旗掲揚の基本原則についてお尋ねしたところです。私が答えます。

○議長（手嶋源五君） 8 番柴山恭子議員。

○8 番（柴山恭子君） たくさんあるんですけど、幾つか。まず、国旗は国家、国民を象徴するシンボルとして掲揚されるものですから、汚れたり破損したるものを使用してはいけません、わかりましたか。

次、国旗と団体旗は併用してはいけません。

次、日の出から日没まで、雨天の場合には掲揚しないなどがあります。御存じでしたでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（鶴田 浩君） 今、おっしゃいましたこと、十分には承知しておりますでした。

○議長（手嶋源五君） 8 番柴山恭子議員。

○8 番（柴山恭子君） じゃあ次に行きます。立石コミュニティセンターは、公的機関の1つとして、市役所、中・小学校と同じように掲揚すべきではないかとして、調査をいたしました。どこに、旧甘木市の中にどれくらい公的機関で掲揚されているか、御存じでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（鶴田 浩君） 申しわけございません、具体的な数値は私といたしましては把握しておりません。

○議長（手嶋源五君） 8 番柴山恭子議員。

○8 番（柴山恭子君） これはあくまでもコミュニティの調査ですので、はっきりこうだとは断言はできませんが、まず立石小学校、甘木中学校では国旗、甘木小学校は国旗、市旗、東校は国旗、県旗、校旗、市役所は国旗、市旗の掲揚がしてあったそうです。

そこで、コミュニティとしては市に問い合わせました。コミュニティとしてはどう取り扱えばよいのだろうかというところだったと思います。そうすると、市の見解として掲揚の基準を持っていないので、各コミュニティ協議会役員会の判断に任せるとのことでしたが、どういうことでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（鶴田 浩君） 市としてどういう場所で、どういうときに上げるというような明確な基準というものを設けていないということだと思います。

○議長（手嶋源五君） 8 番柴山恭子議員。

○8 番（柴山恭子君） なぜですか。

○議長（手嶋源五君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（鶴田 浩君） これまでの慣例的なやり方だと思っておりますが、各施設管理者の判断で適切に運用していただくというような取り扱いということだと思っております。

○議長（手嶋源五君） 8番柴山恭子議員。

○8番（柴山恭子君） それでは、国旗、国歌に対する思いをお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（鶴田 浩君） 国旗につきましては、国家の象徴として大切に扱われているものだというふうに思います。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 8番柴山恭子議員。

○8番（柴山恭子君） 大切に扱われておりますでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（鶴田 浩君） 大切に扱っているつもりでございます。

○議長（手嶋源五君） 8番柴山恭子議員。

○8番（柴山恭子君） つもりではなりません。この質問をするからには、何らかの根拠があつて質問しているわけですから、市として決して大切に扱っておられると思わないからこういう質問をしておりますが。

○議長（手嶋源五君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（鶴田 浩君） 実は11月に市の表彰式がございまして、その折、国旗の掲揚しておったわけですが、その掲揚の仕方というものが実は折りじわが目立って見苦しかったというふうに指摘を受けました。

それから鑑みますに、気配り、配慮が足らなかったというふうに反省をしておるところでございます。

○議長（手嶋源五君） 8番柴山恭子議員。

○8番（柴山恭子君） 国旗に限らず、市旗もそうでした。覚えてらっしゃいますか、市旗を決めるときの大変さだったこと。全国に何か出して、それから選んで、そして決めたものです。決めるときはこうした力をつけながら、いざこれをきちんと使わなければいけないときに、このようなことがあってもよいと思われませんか。

○議長（手嶋源五君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（鶴田 浩君） 敬意を持って大切に扱わなければいけないというふうに思います。

○議長（手嶋源五君） 8番柴山恭子議員。

○8番（柴山恭子君） 顎だけで、言葉だけで敬意を持って扱わなきゃいかんちゅうのなら、いつでも、誰でも、どこでもできる。

もう1つは、何でこういうことが、前、1回、一般質問したことがあると思いますが、

剣道の試合の中で国歌を歌えない子がいた。剣道は伝統的なスポーツですから、当然それくらいのことは普通できると思います。

それからもう1つ、たびたび私は気になっておりました。それは国旗掲揚の際、起立して姿勢を正し、黙礼、脱帽することがされていなかったり、入学式、卒業式の折、国歌を歌えない児童生徒がいるのはなぜなのか、きちんと指導が行われていないのではないかと考えておりましたが、このことはきちんと指導が行われていないではなくて、市の姿勢に問題があるのではないのでしょうか、違いますか。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 柴山議員、国旗に対して大変に表彰式のときがああいう形で、私も後で気づいたんですけども、しわ寄せとったということで、市の姿勢に問題があるんじゃないかなということでもありますけども、決してそういうことではないと思います。

ただ、私どももよく、例えば今、日祭日に国旗掲揚するようにと、これは強制ではございませんけれども、個人の意思だ。今、見てみますと、各家庭の中で国旗掲揚してる家がある程度あるかと、本当に少なくなってます。そういうことも含めて、いわゆる惰性といいますか、国旗に対して敬意を払わんわけじゃないんだけど、ふだんの生活の中でそういうことがだんだんだんだん忘れ去られてるというか、おざなりになってくるということは言えると思います。そういうことについては、行政として今後、戒めていかなきゃなんというふうに考えてます。

○議長（手嶋源五君） 8番柴山恭子議員。

○8番（柴山恭子君） よろしくをお願いします。

それでは、この一般家庭は強制することができませんが、公的機関における国旗及び市旗の取り扱い、これはきちんとした方向性を持って、何かつくられますか。

○議長（手嶋源五君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（鶴田 浩君） 先ほど総務大臣の談話の折にも言いました。新たに国民の皆様方に義務を課すものではないというようなこともありますけれども、市として取扱基準というものをつくるかということにつきましては、現在、今の段階でつくるという計画はございません。

○議長（手嶋源五君） 8番柴山恭子議員。

○8番（柴山恭子君） 公的機関において、そういうことでよろしいのですか。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 公的機関という形でもいろいろあります。例えばコミュニティにつきましては、これは法制化されてますけれども、この談話にもありますように強制できるものじゃないということですから、市が、じゃあコミュニティセンター含めてです、全部こげんしなさいということは、なかなか言える筋合いの話じゃございません。市役所については管理者が1つの方向性を持ってやるということで、この基準をつくるかどうかと

いうのは別問題として、やっぱりやっていくというのは市長としての私の方針としてやらせていただきたいというふうに思ってます。

○議長（手嶋源五君） 8番柴山恭子議員。

○8番（柴山恭子君） 私はそういうことは言っちゃいません、いいですか、頑としてコミュニティ、必ず上げなさい、そういうのじゃなくて、朝倉市の方針として、各公的機関、あるいは類似施設において国旗は掲揚されるべきではないかという、そういうくらいのことですが、それもできませんか。

○議長（手嶋源五君） 8番柴山恭子議員。

○8番（柴山恭子君） 例えばコミュニティから問い合わせがあったときに、返事ができないというのは困るんです。コミュニティの役員会で話し合って決めてください、これはおかしいでしょう。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） だからといって、市が上げないかんですよということも言えません。ですから、法律的にはこうなってますけども、それから先はそれぞれの立石なら立石のコミュニティの判断の中でという形しかなかなか言えない話ではなかろうかなというふうに思ってます。

○議長（手嶋源五君） 8番柴山恭子議員。

○8番（柴山恭子君） 上げてほしいと言うぐらいのことは、だから皆さんの意識が低くなる、何で言えんのか、私はよくわかりませんが、せめて公的機関においては日章旗を上げてほしいし、君が代はどこの学校においてもきちんと歌えるような指導をしてほしいと思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 教育長。

○教育長（宮崎成光君） 今、おっしゃられたとおり、歌えるようにしなければいけないと思いますし、歌の歌声そのものが、やはり晴れ晴れとした声で歌うような形にしたいというふうに思ってます。このことにつきましては、校長会の折、儀式等が行われる前には、校長のほうにそのようになるように努力していただくようお願いしてます。

それと1点だけ、ちょっと学校の状況を話させていただきますが、学校におきましては、以前は先ほどおっしゃられましたように、日の出から日没上げるような形でしておりました。したがって、学校に来た職員が国旗を上げ、そして帰るときにおろして帰るということをしていましたが、その後、教育委員会といろいろ話しながら、今、方針を変えております、常掲しろと言ってます。これは阪神・淡路の大震災がありましたときに、公共の建物の目印になるということで、いろんな方が交通機関が発達しまして通られるようになった、どの時点で災害が起こるかわかりませんので、その折にできるだけここが公共の場所です、ここに行ったら災害の場合に何らかの支援がされる可能性が高くなりますというふうなことをするためにもきちんと上げておこうということで、学校は常掲という形に

しております。

それから国旗、それから市旗、校旗等の掲揚用は委員会のほうから配って、私が校長のときも委員会からお願いしたら配付していただいておりますので、そういうふうな形にしています。ただ、常掲ですので、国旗が次第に黒ずんでいってるのは現在、いたし方ない部分があるなというふうに思ってます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 8番柴山恭子議員。

○8番（柴山恭子君） 立石コミュニティといたしましても、来年からは国旗を掲揚したいと考えておりますが、やはり毎日毎日、掲揚したりおろしたりでは手間がかかりますので、上げっ放しにさせていただこうという形の話し合いが行われました。

しかし、その折、上げっ放しにしますと、ぼろぼろになりまして、国旗が3枚ほど必要になります。国旗が破れますと、近隣の住民の方から何と情けないと、国旗が破れたまんま、ぺらぺらしとるまんま上げとるのかと文句が来ます。そこで監査のほうに、国旗3枚の要求をしましたところ、監査のほうが、国旗が何で3枚も要るのかという、これははつきりしたことではありませんが、そういう答えが返ってきたそうですので、国旗を上げるコミュニティには、せめて3枚ぐらいの国旗の予算は組まさせていただきたいと思いますが、いかがでございましょう。

もう1つ、非常に今の国旗は性能が悪くて、すぐぼろになります。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 予算のことですので、私のほうからのお答えになると思いますが、そのあたりは再度、監査の趣旨等、再度御確認いたしまして、適切に対処したいと思っております。

○議長（手嶋源五君） 8番柴山恭子議員。

○8番（柴山恭子君） それでは、国旗、国歌のことにつきましては、これで終わらせていただきます。できるならば、ある程度の指導ができるような、こういう方向性でやってほしいというようなことぐらいは役所のほうから伝えてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、視覚障害者のことについてお尋ねをいたします。

市長は、市として県盲大会の成功に向けて努力をしていくと挨拶をされました。小西会長は、朝倉はよかったと思っていただく、そんな大会にしたいと言われました。第40回福岡県盲人福祉朝倉大会は、9月28日、ピーポート中ホールで福岡県盲人協会の主催で行われました。これに向け、音声信号や点字ブロックの整備が行われました。中ホールの使用については、移動の大変さからホール内での昼食の要望が出されましたが、許可は出ず、2階の学習室での昼食でした。

私たちボランティアは、3人1組で各地域の担当をいたしました。お弁当の内容は、い

なりずしなど食べやすく、バランなどの食べられない飾りは入っておらず、あんかけなどの食べにくいものは入っていなかったことなど、お弁当に対するお客様への気の遣い方にびっくりいたしました。

後片づけの折、一粒の米粒もこぼされていなかったこと、1度に多くの人に乗れないエレベーターですので、歩いて階段を上ったり下ったりされました。私たちのような素人ボランティアにできるのだろうかと心配は全くありませんでした。帰り、駐車場まで送っていき、また朝倉へぜひおいでくださいのボランティアの挨拶に、ありがとう、ありがとう、さようなら、さようならととても感謝され、充実した1日を送ることができました。

立石ボランティア反省会では、まず駐車場が1カ所ではなく、出迎えがおくれた地域があったこと。資料やお土産が各地域ごとにまとめてあり、大牟田など27名で、1度には運べず、前もって椅子に運んでおけばよかったとの意見があり、これらは事務局との打ち合わせが不十分であり、当日までに周知していなかったこと、もっと事前にしっかりやっておくべきだとの反省が出ました。

また、甘木バス停から2人ほど、足の不自由な方に、何かできなかったのかなどの反省が上がっておりました。

福祉事務所にお尋ねいたします。福祉大会を終えて、これからの活動の幅をどう広げるのかなどの反省や、何かこの福祉大会を終えての思いがありましたらお願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（羽野正隆君） 本大会につきましては、先ほど議員が言われましたように、県の盲人協会の主催でありまして、主管が朝倉支部でございました。直接福祉事務所につきましてはかかわってはおりませんけれども、事前の準備段階での協力と相談につきましては対応させていただいたところでございます。

この大会につきましては、県の盲人会長、市の視覚障害者の会長でございます稲本様から、大会の開催までは調整すべき事項や問題がありましたが、大勢の参加者を迎えられて成功裏に終了した。また昼食の問題につきましては、会場の移動もスムーズに行われ、グループ分けにつきましても好評であったと伺っております。また、稲本会長のお宅にはたくさん感謝やお礼の電話、メールが届いたと伺っておるところでございます。

そして、今後につきましては、再来年に障害者差別解消法が施行されます。方針等につきましては、国からまだ来ておりませんけれども、朝倉市として十分検討して行っていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 8番柴山恭子議員。

○8番（柴山恭子君） この大会前の皆様の御苦勞は大変なものがあったと思いますが、私はこの大会を見て、それでは自分たちのこれからの活動にどんなことをすべきかという反省のようなものも、私たちも非常に反省しましたので、そういうことはなかったのでも

ようか。

○議長（手嶋源五君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（羽野正隆君） 特にはございませんですけども、今回につきましては、先ほど申しましたように、県の盲人会の主催でございます。全てに福祉事務所がタッチしたところではございませんので、申しわけございませんけど、私のほうから反省点というものについてはお答えできかねますので、御了承いただきたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 8番柴山恭子議員。

○8番（柴山恭子君） 私は反省をしろと言ってるのではありません。いいですか、これから生活弱者と言われる障害を持った方や、それから母子家庭、いろんな方を福祉事務所は扱われてると思います。この福祉大会という大きな大会が終わって、自分たちはこの方たちにどんな福祉をしなくてはならないかなどというようなことは考えもされませんでしたか。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（江藤剛一君） 全体的なところでございますが、ことしの2月ぐらいに障害者権利条約に批准いたしました。その権利条約に行き着くまでの間に、例えば障害者虐待とか障害者差別解消法等々はでき上がっております。特に先ほど所長も申ししておりましたが、障害者差別解消法の中に合理的配慮というのがあります。これ、いわゆる障害者差別解消法ですけども、28年4月から施行されます。現在、具体的なガイドライン等が国で策定中でございます。過度な負担にならない合理的な配慮、そういったものは絶対官公庁はしなけりゃならないと、義務だと。民間企業は努力義務になっております、法的には。そのガイドライン等が現在できておりますが、福祉事務所といたしましては、当然、市の中でもそういったガイドラインができていった場合、周知していく必要はあると思いますし、いわゆる障害を持ってある方、いろんな方がおられると思いますが、生活しやすい環境を整えていく必要はあると思っております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 8番柴山恭子議員。

○8番（柴山恭子君） 福祉というのは、血の通ったものだと思います。いろんなことを経験しながら、こうしなければならないのじゃないだろうかというようなことは、一つ一つの事業の中から酌み取っていくべきだと思います。例えば、今回駐車場が2カ所にあり、1カ所の地域の方が、何でここまで歩かないかんっちゃか、もう着いたら帰るばいとおっしゃいました。いいですか、盲人の方はわからなかったはずです。会員の中に足の悪い人がいて、彼たちが甘木のバス停から中ホールまで歩いて来るのに大変な時間がかかったこと、そういうこともまるっきり御存じないはずです。それらは私たちボランティアを担当している者や、やはり福祉事務所、それからピーポートなど、多くの職員の皆様が目にしたところのはずです。それを目にしていながら、何も反省することもなく、今後のあり方



にも何も考えることもなかったというのは、福祉の立場にある方としては少し気遣いが足りないのではないかと思います。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（江藤剛一君） 議員おっしゃるとおりだと思います。福祉に限らず、人権に関してもそうなんです、いわゆる気づく力、いろんな場面、場面でおかしいとか、いろんなものに気づく力というのは養っていく必要はあると思います。そういった中で仕事をしていく必要はあると思っております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 8番柴山恭子議員。

○8番（柴山恭子君） そうなんです、それを気づかなかった、反省することはなかったと言うほうがおかしい、違いますか。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（江藤剛一君） そうだと思います。毎年、障害者団体の方と市長懇談もあっておりますし、そういった折でも、できるだけ気づく力、そういった相手の気持ちがわかるような職員になっていく必要があると思います。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 8番柴山恭子議員。

○8番（柴山恭子君） 今後、いろいろな視覚障害の方だけでなく、いろんな方の主催するいろんなことがあると思いますので、できるならば、ちょっとのぞかれてみて、やっぱりどんなことが大変なのか、どうすべきなのかを考えていってほしいと思います。

建設課にお尋ねいたします。これに向けて点字ブロックや信号機の整備、よく頑張られたと思います。立派にあの黄色い線がびっと入っております。その先、気づきの力ではありませんが、私もこれまで気にもしませんでした。しかし、こういうことにかかわってしまいましたので、道を走っておりますと、ついつい今までは気づかなかった、けやき通りには点字ブロックがないじゃねえかちゅうのが気になって仕方ありません。けやき通りに点字ブロックがあれば、けやき通りから行って、右に曲がって市役所に行くことは簡単にできますので、これは気づくのがいいのか悪いのかは、ちょっとわかりませんが、やはりこれにかかわった者の1人として、いろいろな気づきが生まれてきますので、今後、福祉大会が終わりましたので、整備はどういうふうな計画が立てられているのかをお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 都市建設部長。

○都市建設部長（熊本正博君） 済みません、この場に建設課はおりませんので、話、なかった、私のほうから説明をさせていただきます。

確かに私も福岡県の盲人福祉大会の朝倉大会に参加をさせていただきました。議員が申されますように、点字ブロックとか、それから音響装備つきの信号機等は、大分、今、市内

でもついてきております。その中で、お恥ずかしながら、今、申されましたようにけやき通りについては、ほんの市役所の付近なんです、まだ点字ブロックがついておりません、大変申しわけないと思いますが、それにつきましては、交通安全施設整備事業、これ、皆様方が反則された、車の違反されたときの、この反則金を使ってつくっておりますので、その一部をこの今、言うけやき通りは一遍にやるということは不可能と思いますが、やはり視覚障害者の方が少しでも多く朝倉市の道を歩いていただくと、そういうような気持ちになって、点字ブロックを少しでも入れていきたいということで、これは建設課長とも話をしたところでございます。

そういうことで、点字ブロックの設置について、建設課としては今回の反省ということにさせていただきたいと、そう思います。この話は顎ではございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 8番柴山恭子議員。

○8番（柴山恭子君） 済みません、この福祉大会にかかわらなければ、いろんな気づきはなかったのですが、ついつい、ああ、ここにも黄色い線が引いてある、こっちも引いてあると思いながら、あれ、うちの地元はなかったと気がついてしまいましたので、今後ともよろしくお願いします。

次、文化課にお尋ねいたします。ピーポートの貸し館業として、今回の福祉大会を終えての反省、また、どのようなサービスの向上を図ることで今後の市民の皆様喜んでいただき、多くの団体に利用していただくことができると思われますか、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 先ほどからお話があります福岡県盲人福祉朝倉大会につきましては、文化課といたしましては初めての大きな大会でございました。それで来館者、あるいは参加者の方に満足していただくため、あるいは全てに万全を期するために早い時期から相手方の事務局と協議をさせていただいて、現場確認や事前打ち合わせを幾度となくさせていただいたところでございます。

議員がおっしゃいました昼食の問題が一番のネックでございましたけれども、双方で協議をする中で、かわりの施設、代替施設として学習室を代替施設として御提案を申し上げて、双方合意の上で利用していただいたということでございます。

反省点につきましては、ちょっと思い浮かばないんですけれども、先ほど福祉事務所長が申しましたように、別件で朝倉市のほうに障害者福祉協会から要望書というものが出されましたけれども、その冒頭で、今大会については無事盛会に終えたというふうな報告がなされておりますので、ある程度は御満足いただけたのではないかなというふうに思いますが、今後は健常者、健常者じゃない方、障害者の方も含めて気持ちよく安全に利用していただけるように貸し館業務に携わっていきたいというふうに思っておりますので、御理解のほど、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 8番柴山恭子議員。

○8番（柴山恭子君） それは基本、基本。安全に心地よく使っていただく。プラス、朝倉市を活性化させるためには、プラス、ハートが要る。そこが欠けちよる。なしかちゅうと、見に来ちよらん。課長に言わせれば、毎日毎日あるのに、一々、一々、なかなか大変で見に来られないちゅう話もありましたが、事前にこれほどもめた中ホールです。目が見えないのにどうやって移動しますか。いざ移動させてみれば簡単なことでしたが、そういういろんなことがあって、せめてちらっとぐらい見に来てほしかったし、今後はそういうことに十分気をつけられて、あのピーポートが貸し館業としてどれだけのサービスができるのかを考え直してほしいと思います。

○議長（手嶋源五君） 文化課長。

○文化課長（安部裕志君） 言いわけになるかもしれませんが、やはり3つもホールがございますので、ましてや土日は毎週のように催しがあります。一つ一つ確認するのは、ちょっと不可能ということで思っております。

ただ、先ほど気づくという点も指摘ございましたように、市職員として、また施設の管理者として、今後はそういった面にも少し配慮せないかなというふうに反省をいたしております。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 8番柴山恭子議員。

○8番（柴山恭子君） 市職員としてではなく人間としてです。この朝倉市をどのように発展させていこうか、どうやったら活性化させられるだろうかと、そういう思いの中で働きであれば、そういうことはできんやったとは決して言えないはずですが、頑張ってください。

それでは、立石ボランティアの反省を、こうすることで反省としました。地域住民との交流の中で、この朝倉市にどのようにお客様を迎えるのか、今後またいろいろな小さな実績を積み重ね、頑張ることが私たちのこれからの活動だと、地域づくりだと、ともにお茶を飲みながら、お菓子を頬張りながら、立石ボランティアの反省といたしました。反省することはまだまだ多く、これは皆さんにとってもそうだと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

次、職員採用についてお尋ねいたします。

立石小学習発表会において、子供たちがこう言いました。シャンプーやリンスだって、目が見えなくてもわかるようになっていきます。牛乳だって切り込みがあり、さまざまな工夫がしてあります。車椅子、アイマスク、疑似体験を通して自分たちにできることを通じ、人に優しい町を目指し、仲よく協力し合い、助け合っていこう、トンボだって、カエルだって、ミツバチだって、みんなみんな生きているんだ、友達なんだと歌いました。とても感動的でした。

障害を持った方の職員採用の考えについてお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 人事課長。

○人事課長（西 和臣君） お答えいたします。

職員採用に関しましては、合併から18年度、21年度に2回、22年度に2回ということで、職員採用をしまっておりま。その中で、受験資格にかかわります分につきましては、身体障害者福祉法に定める身体障害者手帳1級から6級を受けてある方、あるいは自力で通勤でき、かつ介護者なしに職務の遂行が可能な人、自力で活字印刷物による出題及び口頭による面接試験に対応できる人。こういう資格のもとに受験、障害者枠で採用試験を実施しておるところでございます。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 8番柴山恭子議員。

○8番（柴山恭子君） そうすれば、視覚障害者には全くその受験の権利はないということですね。

○議長（手嶋源五君） 人事課長。

○人事課長（西 和臣君） 先ほど申しましたように、資格要件として上げております部分です。自力で通勤でき、かつ介護者なしに職務が可能な方。あるいは、ここが一番大事なところなんですけども、活字印刷物による出題及び口頭による面接に対応できる方。こういう方々については視覚障害がある方でも対応できれば資格があり、試験を受験ができるという方になりますので、そういうところに若干条件的なものがあるかと思います。

○議長（手嶋源五君） 8番柴山恭子議員。

○8番（柴山恭子君） それであれば、全盲の方はまるっきり受験できないということになります。

以前、女性は結婚すればやめてほしいという職場がありました。うそのような本当のことです。これは私が経験しましたから、ほんのちょこっと前の話です。いいですか、こういうことは今は決まてないでしょう。目が不自由なこと、体が不自由なこと、職員採用のテーブルにも着けないというようなことがあるならば、公的機関としておかしいと私は思います。目が見えなくても、体が不自由でも、活字が読めなくても、頑張れば、努力すれば、人にできない、私の仕事ができる、そういう希望すら持てないとなれば、とてもおかしいことです。悲しいことです。

神奈川県座間市では、既にそういう方を採用してあるそうですが、はっきり調査したわけではないのでわかりませんが、このことについての考え方をもう1度、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 人事課長。

○人事課長（西 和臣君） お答えいたします。

従前から障害者雇用につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づきまし

て、正規職員または嘱託職員の障害枠で設けて採用試験を行ってきております。ただいま申し上げてありますような視覚障害者の職員採用についての考え方につきましては、その障害の程度によって試験の実施内容も変わってくるんだろーと思います。例えば試験内容の作成、点字なのか拡大文字なのか、あるいは試験時間の延長、補助員や介助者、ワープロ等の機器使用、会場の設営、その他受験者の希望等々、いろいろあると思います。そういう受験生に対する対応を整理することが必要でありますので、今後調査研究をしていくものと考えております。

○議長（手嶋源五君） 8番柴山恭子議員。

○8番（柴山恭子君） 1点、それが聞きたかっただけです、前置きは要らなかった。今、バリアフリーの時代です。いいですか、どんなことがあろうとも、やはり公的機関、私たち、普通の一般、民間では雇うことができないんです。そうすれば、やはりその人がどれほどの能力を持ってあるのか、全盲の弁護士の、この前、テレビもあっておりましたので、こういった形でも何か小さな光でも当ててほしいと思いますので、今後よろしく願いいたします。

次に移ります。地域活性化の具体的施策についてお尋ねします。

11月21日の西日本新聞、カラー刷りの豊後高田市の全面広告であります。皆様、見られましたか、見た、見ました、見た。これに私は見たち、そのとき、打ち合わせのとき聞きましたら、何と、すごいち言いました。何が、施策がすごいのかと思ったら、全面カラー刷り、高かっただろうなという答えが返ってきました。はあ、やっぱりそうなのかと。でも、この中に住居、環境の充実とか、子育てとか、移住体験イベントとか、環境教育の充実とか、見られたならわかるでしょうけど、いろんなことが書いてあります。お問い合わせ、大分県豊後高田市地方活力創造課が出しておりました。

それではお尋ねいたします。どこにお尋ねすればよろしいんでしょうか、秘書政策課でしょうか、市全体をにらんでみて、これから先、どんな政策を出せば朝倉が活性化するちゅうのは秘書政策課ですか。

○議長（手嶋源五君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（鶴田 浩君） 活性化という考え方ですけれども、一般的に自然や水環境、田園地帯としての地域、それから家族のきずなの深さとか、都市圏に近いとか、経済基盤が農林業であるということがございますので、これらに付随する地域資源、特性を最大限に生かすことが大切だというふうに考えます。

○議長（手嶋源五君） 8番柴山恭子議員。

○8番（柴山恭子君） えらい大きな勘違いをしちよる。地域活性化、具体的施策と私は言ったはず。

いいですか、じゃあもう1回、尋ねます。市長は親と子と孫がともに暮らしやすい、この朝倉にするためには、働き場所の確保が大事と企業誘致に力を入れられております。そ

れとは別に秘書政策課として市全体を見据え、どのような具体的施策を必要としてるかをお尋ねしたんです。いいですか、親と子と孫と一緒に暮らすための、どのような具体的施策です。

ちょっと私に言わせてください。いいですか、今、家庭用太陽光発電に補助金が出ております。以前、太陽光発電は、1キロワット60万円を超しておりました。4キロワットつけても300万円ぐらい近くかかっていたと思います。今は40万円以下でつけれるようになりました。そうすると、この朝倉市においてもある程度は太陽光発電に関する知識もふえ、単価も下がったわけですから、ここらあたりでは、もういいのではないかなという考えが出てこられると思います。それよりも、子供が親元に帰りたいと思ったとき、親の家をバリアフリーやオール電化にしたいと思ったとき、増改築をしたいと思ったとき、父さんや母さんに、子供はそばに建てたいけど、一緒に住むのはうっとうしいから、ちょっと離れたところに家を建てたいと思ったとき、そんなときに補助金が私は欲しいと思います。どうか、みんな甘木に帰ってきて、親元に住んでみませんかというような補助金は考えられたことはありませんか。

○議長（手嶋源五君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（鶴田 浩君） 住宅に関する支援というふうに受けとめとるんですけども、市としましては、住宅リフォーム費用の助成を検討しているということでございます。これを契機にいたしまして、3世帯同居、それから近居が市内で定着するということを願ってるところでございます。

○議長（手嶋源五君） 8番柴山恭子議員。

○8番（柴山恭子君） それ、私も知っちゃいます、前の議会で聞きました。そうじゃなくて、例えばこれ、読みましたよね。この中にも書いちゃるじゃないですか。子育て世帯が豊後高田市へ転入する際に引っ越し業者に支払う費用を10万円上限に差上げますとか、子育てしやすい文教地区で若い世帯が購入しやすい価格で、坪3万円から提供しますとか、3LDKで子育てであれば家賃4万8,000円で、そういうことなんですよ。朝倉市に帰って子育て世代のあなたたちがどうか住んでください、オールマイティー、増改築をするから幾らか出しますよだけではインパクトがない。市長が親と子と孫と一緒に住むような朝倉市をつくりたいちゅうときに、何か具体的な施策があってもいいでしょう。

○議長（手嶋源五君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（鶴田 浩君） 今、具体的にどういう施策があるかということについては言えないわけなんですけれども、今後、国のまち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略を27年度中までに作成する予定にしております。その戦略の内容につきましては、まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向を定めるというものでございますが、基本的方向を定める際には、一つ一つの施策についても検討することになるだろうと思っておりますので、その中で検討していくというふうに考えております。

○議長（手嶋源五君） 8 番柴山恭子議員。

○8 番（柴山恭子君） それでは、次に行きます。朝倉は3つのダムがある町となります。今、ダムが観光地だということは御存じでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（鶴田 浩君） ダムにもたくさん人がおいでになってるというふうに思っております。

○議長（手嶋源五君） 8 番柴山恭子議員。

○8 番（柴山恭子君） 福岡マラソン、こんなにたくさんの方がマラソンをしております。いいですか、私は前、マラソン大会に出たとき、1 万何千人でしたので、やはりマラソン人気は衰えておりません。それで、この3つのダムを利用し、東京マラソンや福岡マラソンとも違う、桜やもみじの豊かな自然と住民の温かさをアピールできるような朝倉マラソンに向けて頑張ってみようとは思われませんか。

○議長（手嶋源五君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（鶴田 浩君） いいアイデアだと思います。

○議長（手嶋源五君） 8 番柴山恭子議員。

○8 番（柴山恭子君） アイデアを生かしてくださいね。

○議長（手嶋源五君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（鶴田 浩君） 1つの部署だけではなく、さまざまなところいろんな課題について検討していきたいというふうに思います。

○議長（手嶋源五君） 8 番柴山恭子議員。

○8 番（柴山恭子君） それだからこそ市全体を見据えた秘書政策課にお願いをしておりますので、そのところ、よろしくお願いします。

まだあります。朝倉市には本物の木の家、伝統的な木組みを発展させた古民家を紹介したり、家々に住み継ぐ大切さを紹介している方がいらっしゃいます。西日本新聞第3金曜に掲載されていますが、このような人材を空き家対策に向け、十分に活用すべきではないでしょうか。地域活力創造課のように、秘書政策課として全体を見据え、地域活性化に向けた具体的施策に向かって頑張っていくんだと思いますが、このような人材の発掘、どう思われますか。

○議長（手嶋源五君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（鶴田 浩君） 大変重要なことだというふうに思います。

○議長（手嶋源五君） 8 番柴山恭子議員。

○8 番（柴山恭子君） 重要だと思われれば、どうされようと思いますか。

○議長（手嶋源五君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（鶴田 浩君） その人材を生かすことは大切だということですが、そのためには1つの企画政策部門になると思いますが、そこが指令塔になりまして、庁内の連

携、それから意思の統一を図りながら進めていくことが大事だというふうに思いますので、定住促進策につきましては、その指令塔が窓口になりまして進めていくというふうにしていきたいというふうに思います。

○議長（手嶋源五君） 8番柴山恭子議員。

○8番（柴山恭子君） なかなかみんなをまとめることは難しいでしょうから、秘書政策課、しっかりした指令塔となって、朝倉市の活力に向けて頑張っていってほしいと思います。

時間がなくなりましたが、教育委員会に教育についてお尋ねいたします。

親と子、孫と一緒に安心して暮らすことのできる魅力ある町、朝倉を築いていく人材の育成に向け、確かな学力、豊かな心、健やかな体、信頼される学校、教育環境の充実など、主要課題が挙げられていますが、実際にこれに具体的に活動されている学校についての紹介をお願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 教育課参事。

○教育課参事（塚本成光君） では、具体的にどのような取り組みが行われているかということにつきまして、主要課題ごとに特徴的な取り組みを幾つか紹介させていただきます。

まず、確かな学力の育成につきましては、特に今、予習学習というものに取り組んでる学校があります。非常に予習をするって、家庭学習の中で予習をするということでシンプルな取り組みなんですけど、学力が学力低位層に効果があるということで非常に注目されておりまして、先日も視察に糟屋郡のほうから来ているような学校があります。

また、豊かな心育成につきましては、例えば中学校では振り舞い方から道徳性を豊かにしていくということで、マナー検定とか、しぐさ検定を通して道徳性を豊かにするような取り組みもしております。

健やかな体の育成につきましては、それぞれの学校で取り組んでおるんですが、1校1取り組み運動というふうに全校取り組んでおりまして、楽しみながら体を鍛えるという取り組みをしております。特に中休みの時間とかを利用して、全校で外に出て縄跳びに取り組んでる学校などがあります。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 8番柴山恭子議員。

○8番（柴山恭子君） ありがとうございます。聞きたいことが山ほどあったのですが、次は次回の一般質問はありますよね、まだあと1回、それで行いたいと思いますので、申しわけありません、きょうはこれで私の一般質問、終わらせていただきます。皆様、ありがとうございました。

○議長（手嶋源五君） 8番柴山恭子議員の質問は終わりました。

10分間休憩いたします。

午後3時零分休憩